

川地小学校不祥事防止委員会要綱

(目的)

第1条 本校におけるコンプライアンスの状況を把握し、職員の服務研修を企画・実施し職員による不祥事を未然に防止するとともに、法に反する行為があった場合すみやかに対応するため、不祥事防止委員会を設置する。

(定義)

第2条 本要綱におけるコンプライアンスとは、本校職員が、職務遂行にあたって、関係法令や校内規定および学校経営計画を遵守することをいう。

(委員会の任務)

第3条 委員会は次にあげる事項について実施する。

- (1) 体罰・セクシャルハラスメント、障害を理由とする差別等職員の不祥事に対する相談・通報に対する対応
- (2) 服務研修の企画・実施
- (3) 不祥事根絶への行動プログラムの策定・実施

(委員会の構成)

第4条 委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事及び養護教諭をもって構成し、校長を委員長とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(通報)

第6条 教職員は、違法行為（可能性を含む）を知ったとき、また、適切な措置を執らないために違反する事態を招くおそれが生じた場合、速やかに委員会に通報しなければならない。

第7条 校長は、不祥事等を認知した場合、直ちに三次市教育委員会及び関係機関に報告する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日、一部改正する。